

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から49年3月までの期間及び同年10月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年10月から49年3月まで
② 昭和49年10月から50年3月まで

昭和47年12月に結婚し、当初は妻が夫婦二人分の国民年金保険料を金融機関で納付していた。しかし、妻が48年8月に実家で出産し、同年10月に自宅に帰ってからはぜんそくになり、出歩くことが困難で納付が遅れたところ、区職員が集金に来たため、妻がそれ以降の集金を依頼して夫婦二人分を納付した。申立期間前後は夫婦とも納付しているのに、2年にわたって後期の6か月分だけが夫婦とも未納というのは不自然である。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間である上、昭和47年12月に結婚した以降、申立人が厚生年金保険に加入する51年12月まで、申立期間を除き、申立人及びその妻の国民年金保険料はすべて納付されている。

また、申立人は、申立期間当時、その妻が体調を崩し、国民年金保険料の納付が遅れた時に、区役所の職員が集金に来たので、それをきっかけとして、以降は集金を依頼して保険料を納付したと具体的に申述しているところ、事実、区役所では未納者に対して国民年金課の職員による訪問徴収を行っており、依頼があれば未納が無くても保険料を集金していたことが確認されており、申立人の主張には信憑^{びよう}性が認められる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から49年3月までの期間及び同年10月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年10月から49年3月まで
② 昭和49年10月から50年3月まで

昭和47年12月に結婚し、当初は私が夫婦二人分の国民年金保険料を金融機関で納付していた。しかし、私が48年8月に実家で出産し、同年10月に自宅に帰ってからはぜんそくになり、出歩くことが困難で納付が遅れたところ、区職員が集金に来たため、私がそれ以降の集金を依頼して夫婦二人分を納付した。申立期間前後は夫婦とも納付しているのに、2年にわたって後期の6か月分だけが夫婦とも未納というのは不自然である。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、昭和47年12月に結婚した以降、申立人の夫が厚生年金保険に加入する51年12月まで、申立期間を除き、申立人及びその夫の国民年金保険料はすべて納付されている。

また、申立人は、申立期間当時、体調を崩し、国民年金保険料の納付が遅れた時に、区役所の職員が集金に来たので、それをきっかけとして、以降は集金を依頼して保険料を納付したと具体的に申述しているところ、事実、区役所では未納者に対して国民年金課の職員による訪問徴収を行っており、依頼があれば未納が無くても保険料を集金していたことが確認されており、申立人の主張には信憑^{びよう}性が認められる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年6月から39年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月から39年9月まで

国民年金手帳には昭和36年4月から39年9月までの国民年金保険料に係る検認印が押してあるのに、ねんきん特別便では、36年4月から37年5月までしか国民年金に加入していないことになっている。申立期間の保険料を納付したことは間違いないので、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人は昭和36年4月に国民年金に加入して、37年6月に資格を喪失しているため、申立期間については未加入とされているところ、申立人の所持する国民年金手帳には、申立期間の国民年金保険料が納付されたことを示す区役所の検認印が押されている。このため、申立期間については、当初、区役所において国民年金の強制加入期間とされ保険料も納付されたものの、後に共済組合員の配偶者ということで任意加入の対象であったことが判明し、さかのぼって資格喪失の処理がなされ、未加入期間となったものと推認される。しかし、保険料が納付された後に未加入期間に訂正されたのであれば、その保険料は還付されなければならないにもかかわらず、社会保険庁の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）には、申立期間の保険料が還付された記録は無い。

また、申立期間において、申立人は国民年金の任意加入の対象ではあったが、当時の事務処理として、任意加入の対象であったにもかかわらず誤って強制加入被保険者として加入した場合であっても、国民年金保険料を納付した期間については、被保険者が希望すれば任意加入の保険料納付済

期間として取り扱えた上、申立期間の保険料が還付された形跡も無く、申立人は申立期間当時に、強制加入や任意加入などの説明も区役所から受けていないと申述していることから、申立期間を保険料納付済期間として取り扱うことが妥当であると思料される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②のうち、昭和 43 年 4 月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格取得日に係る記録を同年 4 月 21 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 3 万 9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月 26 日から同年 9 月まで
(B 社)
② 昭和 41 年 10 月から 43 年 5 月 28 日まで
(A 社)

申立期間①について、B 社の厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和 37 年 3 月 26 日となっているが、同社を退職したのは同年 9 月ごろであった。申立期間②について、A 社の資格取得日は 43 年 5 月 28 日となっているが、同社の入社は、41 年 10 月ごろであったと記憶しており、42 年 3 月から同年 5 月までの間に授与された 3 枚の賞状及び 43 年 6 月に授与された表彰状を所持している。それぞれの会社は大きな会社であり、届出がなされていないとする回答を信用することができない。申立期間①及び②について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、A 社が保管していた厚生年金保険被保険者台帳の申立人に係る被保険者資格取得日は昭和 43 年 4 月 21 日との記載が確認できる。

また、申立人が保管していた昭和 43 年 6 月 2 日に当該事業所 C 支社営業部長から授与された表彰状について、当時の営業所責任者に確認したところ「C 支社営業部長名の『表彰状』については、正社員になってから与えられるものである。『表彰状』は正社員に対し、前 2 か月間の営業成績によって授与されるため、申立人は少なくとも昭和 43 年 4 月から正社員であった」との証言が得られたことにより、申立人は同年 4 月時

点においては正社員であったことがうかがえ、同社が保管していた厚生年金保険被保険者台帳の被保険者資格取得日と整合している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち、昭和 43 年 4 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額は、昭和 43 年 5 月の社会保険事務所の記録から 3 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は履行したと回答しているものの、社会保険事務所が保有する厚生年金保険被保険者記号番号払出簿において、当初の被保険者資格取得日が昭和 43 年 5 月 28 日であった者が申立人を含め 9 名確認でき、そのうち 6 名が前述の当該事業所が保管していた厚生年金保険被保険者台帳の被保険者資格取得日どおりに被保険者資格取得日が訂正されているにもかかわらず、申立人を含めた 3 名については訂正されていないことから、申立人に係る資格取得日訂正届が提出されたことを推認できない上、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

一方、申立期間②のうち、昭和 43 年 4 月 21 日以前から申立人が当該事業所に勤務していたことは、申立人が所持していた賞状により推認できるものの、その勤務開始日については、証言等を得ることができず、特定するに至らない。

また、当該事業所に申立人に係る当時の状況について照会したところ、「申立人は販売社員として採用されたが、当時は、厚生年金保険等の社会保険に加入しない『試用期間』があり、正社員になるまで 1 年間以上かかる人もいた」との証言を得た上、前述の営業所責任者に賞状について確認したところ、「営業所責任者連名による『賞状』は正社員になる前のものである」との証言が得られたことから、申立人が所持していた昭和 42 年 3 月から同年 5 月までの間の 3 枚の賞状は正社員となる前のものであり、これらの賞状及び前述の表彰状の交付された経緯は、社会保険事務所の厚生年金保険記録との整合性があることから、これらの正社員になる前に授与された賞状をもって、厚生年金保険の被保険者であったとは認め難い。

さらに、申立人は、申立期間②のうち、昭和 41 年 10 月から 43 年 3 月までの期間に係る厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②のうち、昭和 41 年 10 月から 43 年 3 月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間①について、B 社の事業主に照会した結果、「社員名簿及び厚生年金保険被保険者台帳により、申立人の記録を確認したが、社会保険庁の記録と一致する」旨の回答が得られた上、申立人は申立期間①当時の上

司及び同僚の記憶が無いことから勤務実態を裏付ける証言等を得ることができず、勤務していた期間の記憶も明瞭でないことから、勤務期間を特定することができない。

また、申立人は申立期間①に係る厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格取得日は、昭和 23 年 3 月 5 日であると認められることから、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は、300 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 23 年 3 月 5 日から同年 4 月 5 日まで
(A社)
② 昭和 36 年 7 月 4 日から同年 10 月 31 日まで
(B社)
③ 昭和 36 年 11 月 15 日から 38 年 1 月 1 日まで
(C社)
④ 昭和 38 年 3 月 16 日から同年 6 月 30 日まで
(D社)

厚生年金保険の加入期間について、社会保険事務所から回答を受けたが、自分の記憶している加入期間と相違している。申し立てた期間に厚生年金保険の被保険者であったことは間違いなし。各申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険事務所が保有している A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人を含めた 4 名の被保険者資格取得届が同時に提出されていることが確認でき、申立人の上欄の者の資格取得日は昭和 23 年 4 月 5 日、申立人の資格取得日は同上を意味する「//」が記され、申立人の下欄の者は「//」のほかに「20」が記され、さらにその下欄の者は「//」が記されているところ、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の資格取得日は、申立人に関しては、当初、23 年 3 月 5 日と記されていたものが、鉛筆によりその月が「4」に訂正されており、この場合、申立人の下欄に記されている前述の 2 名の資格取得日は、前述の名簿によればその記載順から同年 4 月 20 日となるはずであるが、同年 3 月 20 日と記されており、オンライン上の記録においても、その 2 名の資格取得日は同日となっている。

また、旧厚生年金保険被保険者台帳は確認できないものの、申立人が所持している昭和 39 年 12 月 3 日に再交付された厚生年金保険被保険者証の資格取得日は 23 年 3 月 5 日と確認できることから、この再交付を受けた時点においては、申立人の当該事業所における被保険者資格取得日は同日で管理されていたことが推認できる。

さらに、前述の昭和 23 年 3 月 20 日に被保険者資格を取得している 2 名の同僚のうち 1 名は既に死亡しているため証言が得られなかったものの、ほかの 1 名からは「申立人は自分より少しだけ先に入社していた」旨の証言を得ており、申立人が申立期間①に当該事業所に勤務していたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間①に係る社会保険事務所の記録管理には矛盾があり、適正に行われていたとは言い難いことから、申立人の当該事業所における資格取得日は、昭和 23 年 3 月 5 日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所に係る資格取得時における記録から 300 円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②に係る B 社における厚生年金保険被保険者記録が昭和 36 年 7 月 4 日から同年 10 月 31 日までの期間存在するところ、この期間を含む 34 年 4 月 20 日から 36 年 11 月 6 日までの期間において別事業所に係る被保険者記録も存在することから、申立人は、二重に勤務することはあり得ず、社会保険事務所の記録誤りを主張しているが、申立人の前述の 2 事業所において勤務していた時期の記憶は曖昧であり、両事業所はいずれも閉鎖しているため、当時の状況について確認できない上、同僚からも証言を得ることができず、申立人の両事業所における勤務期間を特定できない。

また、社会保険事務所が保有している両事業所における申立人に係る厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、それらに記載されている被保険者資格取得日及び資格喪失日の記録には不自然さは見当たらないことから、この記録が重複している原因について、申立人が先に記録の確認できる別事業所を既に退職していたにもかかわらず、その事業主が申立人に係る被保険者資格喪失の届出を遅れて行ったことによるものと推認でき、記録が重複していることをもって、社会保険事務所が記録を誤ったとは考え難く、申立人が別の期間に B 社において厚生年金保険被保険者であった事情はうかがえない。

さらに、申立人は別の期間において B 社に勤務していた事実が確認できる資料等を保有しておらず、このほか申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間②に係る厚生年金保険料を別の期間において事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間③について、申立人は「C 社における被保険者資格取得日より前である昭和 36 年 11 月 15 日から勤務していた。入社後の 37 年 2 月に会

社の要請で普通自動車免許証を取得した」と主張しているものの、当該事業所の事業主から「入社時には免許証を取得していたことを確認した上で、申立人を運転手として採用した。保管されている労働者名簿には、昭和38年1月1日雇入、同年3月15日退職と記載されており、当時は厚生年金保険等の社会保険に加入しない『試用期間』が2、3か月程度あったので、37年11月ごろに入社したのではないか」との回答が得られ、申立人の記憶している入社時の経緯とは相違していることから、申立人の主張を裏付けることができない。

また、この労働者名簿の記載内容と社会保険事務所の記録が一致していることから、事業主により社会保険事務所の記録どおりに申立人の被保険者資格に係る取得及び喪失の届出がなされたものと推認でき、申立人が申立期間③において厚生年金保険の被保険者であった事実のほうがえない。

さらに、申立人は申立期間③に係る厚生年金保険料控除の事実が確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 4 申立期間④について、申立人がD社に勤務していたことは、申立人の申述内容から推認できるものの、同社は既に閉鎖しており、申立人は同僚の氏名を記憶していない上、当時の従業員数名に連絡を試みたが、いずれも申立人に関する記憶は無く、具体的な証言が得られないことから、その勤務期間については特定できない。

また、社会保険事務所が保有している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も無いことから、社会保険事務所が申立人に係る記録を欠落させた事情はうかがえない。

さらに、申立人は申立期間④に係る厚生年金保険料控除の事実が確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C営業所（後に、D工場に名称変更。）における資格喪失日（昭和44年11月21日）及び資格取得日（昭和45年1月9日）に係る記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月21日から45年1月9日まで
社会保険事務所の記録では、A社C営業所勤務時の昭和44年11月21日から45年1月9日までについて、厚生年金保険に未加入とされていた。35年3月12日に入社し、平成19年2月10日まで継続して勤務していたので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出のあった人事記録、同社から申立人が交付を受けた在籍証明書、雇用保険の加入記録及び同僚の証言により、申立人が申立期間中においても、A社C営業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は申立期間に業務内容等の変更は無く、転勤及び出向なども無かったと述べているところ、申立期間当時、申立人と同じ営業所で営業員として勤務していた複数の同僚からも同様の証言が得られており、抽出調査した申立人以外の同僚7名は、いずれも申立期間において厚生年金保険の記録が継続している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該事業所における資格喪失時の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、現在の事業主は「C営業所は閉鎖したため、関係資

料は無いが、納付した」と回答しているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 44 年 11 月及び同年 12 月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社（後に、A社と合併。）における資格取得日に係る記録を昭和45年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年9月30日から同年10月1日まで
(A社)
② 昭和45年10月1日から46年4月26日まで
(B社)

社会保険事務所の記録では、昭和45年9月30日から46年4月26日までの期間が、厚生年金保険に未加入とされている。在職証明書のとおり45年3月2日にA社に入社し、同年10月1日から47年10月1日まで関連会社のB社に転籍したものの、平成19年12月1日まで継続して勤務していたので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人に対しA社から交付された在籍証明書及び同僚の証言から判断すると、申立人が申立期間①及び②にA社及び同社の関連会社に継続して勤務（昭和45年10月1日にA社からB社に異動。）し、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、A社に係る資格喪失時の

記録から3万3,000円、申立期間②の標準報酬月額については、B社に係る資格取得時の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

2 申立期間①における申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、当時の事業主が資格喪失日を昭和45年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間②における申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は現存せず、事業を継承したA社の事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

さらに、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの期間、48年7月から52年1月までの期間、55年1月から同年3月までの期間及び56年10月から59年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで
② 昭和48年7月から52年1月まで
③ 昭和55年1月から同年3月まで
④ 昭和56年10月から59年3月まで

国民年金制度ができた時から国民年金保険料を納付してきた。火事を起こし商売が続けられなくなったこともあったが、申立期間の保険料は必死で納付した。ある時、市役所から、失効だと言われた。失効になるのが分かっていたら納付しなかった。年金がもらえないなら納付した保険料を返してほしい。このままでは承諾できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、国民年金の加入手続及び保険料納付の記憶が曖昧であり、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人には、四つの申立期間のほかにも複数の国民年金保険料の未納期間がある上、一緒に保険料を納付したとしている申立人の妻の納付状況は申立人のものとほぼ同じであり、申立期間の分についてはすべて未納となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、申立人は、国民年金保険料を納付したにもかかわらず受給資格期間を満たさないために老齢基礎年金が受給できない、保険料の還付もなさ

れないことに疑問を呈し、記録の訂正を求めているが、年金記録確認第三者委員会は申立期間の保険料が納付されていたか否かを踏まえて年金記録の訂正の可否を判断するものであり、受給資格期間及び保険料の還付等、国民年金制度及びその運用の可否を判断することはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年12月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年12月から61年3月まで
昭和54年1月に国民年金に任意加入してから61年4月に第3号被保険者になるまで、ずっと国民年金に加入し、義母が国民年金保険料を納付していた。申立期間が未加入期間となっており、保険料を納付した記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年1月に国民年金に任意加入し、申立期間も含めて61年4月に第3号被保険者制度が発足する前まで、その義母が国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、事実、54年1月から59年11月までの保険料は納付済みとされている。しかしながら、申立人が61年4月に市役所に提出した国民年金被保険者資格取得・種別変更（第3号被保険者該当）届書の事務処理においては、第3号被保険者への種別変更ではなく、同年4月に再度国民年金に第3号被保険者として加入したとの処理がなされていることから、同年3月以前において国民年金に未加入であったことが推認される上、申立期間中に、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立人自身が、直接国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与していないため、具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年11月から13年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月から13年4月まで

平成4年12月にA社を退職し、その直後に市役所で国民年金の手続を行った。その後、13年に、B社に就職するため、市役所へ必要書類をもらいに行ったところ、過去の住民税、国民健康保険税及び国民年金保険料の未納を指摘された。合わせて30万円から40万円だったが、1度に納付できないので、何回かに分割して1回に3万円から4万円を納付した記憶がある。申立期間が未加入期間とされ、保険料を納付した記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金保険料を納付したと主張しているが、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、平成4年12月末にA社を退職し、その直後に市役所で国民年金の手続を行ったと申述しているが、5年1月以降、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえないなど、国民年金の加入状況が不明である。

さらに、申立人は、平成13年に、B社に就職するため必要書類をもらいに出向いた市役所で過去の国民年金保険料の未納を指摘され、その後納付したと申述しているが、その時点では、申立期間の保険料の一部は時効のため納付することができない上、市役所の窓口では、過年度保険料を納付することはできない。

加えて、申立人は、平成11年12月に住民登録が職権により消除されていることから、13年4月に住所設定がされるまでの期間において、国民年金保険料の納付手段が無かったものと推認される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 12 月 21 日から 50 年 6 月 1 日まで
昭和 49 年 2 月 1 日から 56 年 3 月 27 日までの期間、A社に勤務した。
この期間について厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答があった。途中退職したことは無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、A社に勤務していたことについて、当時の事務担当者は不明と回答しているものの、当時の同僚からは「申立人は入社後間もない時期に、しばらく出社しない期間があった」旨の証言を得られたことから、申立人の「継続して勤務していた」との主張を裏付けることができない。

また、申立人の雇用保険加入記録によると、当該事業所を昭和 49 年 12 月 15 日に離職し、50 年 6 月 1 日に再度加入していることが確認でき、雇用保険の記録においても空白期間が存在するところ、その離職日は社会保険事務所の被保険者資格喪失の記録とほぼ一致していることから、社会保険事務所の事務処理誤りは考え難い上、社会保険事務所が保有している健康保険厚生年金保険被保険者原票には、事業主により申立人に係る被保険者資格喪失届が同年 1 月 8 日に提出された際、併せて健康保険被保険者証が返納された記録が確認できることから、社会保険事務所が申立人の記録を欠落させた事情はうかがえない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料控除の事実が確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年1月1日から29年ごろまで
(A社B工場)
② 昭和28年から31年まで (月不明)
(C社)
③ 昭和31年から32年まで (月不明)
(D社)

A社B工場における厚生年金保険の加入記録は昭和24年1月1日までとなっているが、亡き母が保有していた会社の時報には、同年8月及び29年8月の日付で母の名前が確認できるので、この記録には納得がいかない。

また、C社における厚生年金保険の加入記録は無いとの回答であるが、当時の日記から勤務していたのは間違いない。

さらに、D社の厚生年金保険の加入記録も無いとの回答であるが、本人には勤務していたという記憶があった。

これらの期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長男が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人が勤務していたA社B工場に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同日である昭和24年1月1日付けで被保険者資格を喪失した者が32名存在することが確認できる。このことを当該事業所に照会したところ、「当時の資料は無く、一切確認できない」と回答しているものの、複数の同僚からは「昭和23年ごろ、従業員が大量に解雇された」との証言が得られた上、申立人に係る旧厚生年金保険被保険者台帳の喪失原因にも「解雇」と記されていることから、事業主により申立人に係る被保険者資格喪失の届出がなされたことがうかがえ、

社会保険事務所の事務処理に不自然さは見当たらない。

また、申立人の長男は保有していた会社の時報（短歌集）により継続勤務を主張しているが、その時報から申立人と同様に同社同工場に所属していたことが確認できる6名の厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、そのうち5名は昭和25年1月1日までに被保険者資格を喪失している上、申立人が申立期間①に同社同工場に勤務していたことについて、それらの者から証言等も得ることができず、この時報をもって申立人が申立期間①に勤務していたことを裏付けることはできない。

- 2 申立人が申立期間②に係るC社に勤務していたことは、申立人が保有している日記及び同僚の証言から推認できるものの、その期間は特定できない。

また、当該事業所の事業主が保管していた昭和28年から31年当時の厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書には、申立人の氏名は見当たらないことから、事業主により申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得の届出がなされた形跡はうかがえない。

さらに、申立人が保有していた日記に氏名が記されている同僚のうち、その半数は申立人と同様に厚生年金保険被保険者記録が確認できないことから、当該事業所の事業主は従業員全員を厚生年金保険に加入させていたとは考え難く、申立人のみの被保険者記録が欠落している事情は見当たらない。

- 3 申立人が申立期間③に係るD社に1年間程度勤務していたことは、事業主の親族及び同僚からの証言により推認できるものの、その具体的な期間は特定できない。

また、当該事業所の事業主は、当時の状況について「当時の資料は残っていないが、すぐに辞められると事務が繁雑になるので、社会保険の加入は希望者だけであった」と回答しており、加入記録の確認できる同僚からも「社会保険には希望する人だけが加入していた」との証言が得られたことから、当該事業所の事業主は従業員全員を厚生年金保険に加入させていたとは考え難く、申立人のみの被保険者記録が欠落している事情は見当たらない。

- 4 申立人は申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関係資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月 1 日から 60 年 4 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、昭和 60 年 4 月 1 日より前の加入期間が無い旨の回答を受けた。57 年 3 月に専門学校を卒業後、3 か月間ほどフリーターをしていたが、友人に誘われ、その友人の勤めている A 社に入社した。同社 B 店に 1 年間ほど勤めた後、同社 C 店へ移った。同店は社員 5 名とアルバイト 5 名で、自分は次長として働いていた。入社したときから、給料も月給制で、保険料の天引きもされており、健康保険証、年金手帳ももらった覚えがある。当時の給与明細等はないが、勤めていたことは明らかなので、当該期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、A 社に勤務していたことは、申立人を同社に紹介した同僚の証言及び同社から提供された当時例年 2 月に行われた社員旅行の昭和 58 年から 60 年までの名簿に申立人の氏名が確認できることから推認できる。

しかしながら、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和 60 年 4 月 1 日であるところ、申立人に係る雇用保険記録においても、その資格取得日は同日であることから、社会保険事務所の事務処理誤りは考え難く、事業主が同日を申立人に係る資格取得日として届け出たことがうかがえる。

また、前述の名簿に氏名が確認できるものの、厚生年金保険被保険者資格取得が昭和 60 年 6 月である者は、「昭和 55 年から正社員として勤務していた」と証言していることから、当該事業所の事業主は正社員であっても従業員全員を入社当初から厚生年金保険に加入させていた事情はうかがえない。

さらに、社会保険事務所が保有する当該事業所の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号にも欠番は無いことから、社会保険事務所が申立人の申立期間に係る

記録を欠落させた形跡はうかがえない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる資料等を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。